

## 和歌山市市民意見募集（パブリックコメント）手続に関する要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、市民意見募集（パブリックコメント）手続に関し必要な事項を定めることにより、政策形成過程での公正性及び透明性の確保並びに市民等に対する説明責任を果たし、もって市民の市政への参画を促進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民意見募集（パブリックコメント）手続 市の基本方針に関する条例、計画等（以下「計画等」という。）を策定する過程において、当該策定しようとする計画等の案その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見又は情報を求め、これらに関して市民等から提出された意見又は情報（以下「市民意見」という。）を計画等に反映させる機会を確保するとともに、提出された市民意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

（2）市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他任意団体

ウ 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に所在する学校に在学する者

オ その他計画等の案に直接的な利害関係を有すると認められるもの

### （対象）

第3条 市民意見募集（パブリックコメント）手続の対象は、次の各号に掲げるものとする。

（1）市政全体又は各行政分野における基本的な計画の策定、変更又は廃止

（2）市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定、改正又は廃止

（3）市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が、市民意見募集（パブリックコメント）手続を要すると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民意見募集（パブリックコメント）手続を行うことを要しない。この場合において、市民意見募集（パブリックコメント）手続を行わないこととしたものについては、市長は、その理由を明らかにしなければならない。

（1）市に裁量の余地がないもの

（2）法令等に基づき、市民意見募集（パブリックコメント）手続と同様の手続を経る場合

（3）縦覧、公聴会その他市民意見募集（パブリックコメント）手続と同等の効果を有すると認められる手続を経たもの（前号に該当するものを除く。）

（4）迅速性若しくは緊急性を有するもの（市民意見募集（パブリックコメント）手続に要する時間の経過により、計画等の効果が損なわれる場合に限る。）又は軽微なもの

### （案の公表）

第4条 市長は、前条第1項各号に掲げる計画等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に計画等の案（同項第2号又は第3号に掲げる条例にあっては、当該条例の条例案要綱。以下同じ。）を公表しなければならない。

2 前項に規定する条例案要綱には、当該策定しようとする条例に係る趣旨又は目的、主要な内容、根拠法令等を箇条書き等を用い、簡潔かつ明確に示さなければならない。

3 市長は、第1項の規定により計画等の案（前条第1項第2号又は第3号に掲げるものを除く。）を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(1) 当該計画等の案を作成した趣旨又は目的

(2) 当該計画等の案等

(3) 当該計画等の案に関連する資料

ア 根拠法令

イ 計画の策定及び変更に当たっては、上位計画の概要

ウ 立案に際して整理した論点

エ その他必要と認められる資料

(公表の方法)

第5条 前条の規定により公表する計画等の案及び資料等は、次に掲げる方法を活用し、広く市民等への周知に努めなければならない。

(1) 市のホームページへの掲載

(2) 総務課資料コーナーにおける備付け

(3) 市長が指定する場所での閲覧又は配付

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて、市の広報紙への掲載その他の方法により、広く市民等への周知に努めるものとする。

3 市長は、公表する計画等の案及び資料等が相当量に及ぶ場合は、計画等の案及び資料等の一部を省略することができる。この場合において、市長は、省略した計画等の案及び資料等の入手方法を明示しなければならない。

(市民意見の提出方法)

第6条 市長は、計画等の案及び資料等を公表する場合、市民意見の受付期間及び提出方法を明示するものとする。

2 前項に規定する期間は、計画等の案及び資料等の公表の日から起算して30日以上としなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を確保できない場合は、その理由を明らかにした上で、30日未満とすることができる。

3 市民意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 電子メール等

(2) 郵便等

(3) ファクシミリ

(4) 市長が指定する場所への書面による提出

4 市長は、計画等の案に対して市民意見を提出しようとする者に対して、氏名及び住所（法人及び任意団体（次項において「法人等」という。）にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を明記させるものとする。

5 市長は、計画等の案に対して市民意見を提出した個人の氏名又は法人等の名称その他当該個人又は法人等に関する情報を公開する場合は、計画等の案を公表する際にその旨明示しなければならない。

(意思決定に当たっての市民意見への配慮)

第7条 市長は、前条の規定により提出された市民意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行うものとする。

(市民意見の公表)

第8条 市長は、計画等について最終的な意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 提出された市民意見の概要及びこれに対する市の考え方
- (2) 計画等の修正をしたときは、当該修正の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 第5条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(市民意見の取扱い及び個人情報の保護)

第9条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、市民意見を公表することが第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該市民意見の全部又は一部を公表しないことができる。

2 市長は、第6条第4項の規定により明記された市民意見の提出者に係る氏名その他の個人情報を、和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第26号）の規定に基づき適正に管理しなければならない。

(その他)

第10条 公営企業管理者、消防長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会は、その権限に属する事項について意思決定等の参考とするため、この要綱の規定の例により市民意見募集（パブリックコメント）手続をすることができる。

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の以後に最終的な意思決定をする計画等（施行日において既に着手している計画等で、早急に最終的な意思決定をする必要があるものを除く。）について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の和歌山市市民意見募集（パブリックコメント）手続に関する要綱の規定は、令和2年6月1日以後に最終的な意思決定を行う計画等から適用し、同日前に最終的な意思決定を行うものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。